

浄化槽設置工事請負契約書

第1条 発注者 _____ (以下「甲」という。) 及び
浄化槽工事業者 _____ (以下「乙」という。)
は、吉野川市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う
浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義
を守り誠実にこれを履行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所 吉野川市 _____

工事の期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

設置する浄化槽

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項の規定に
よる構造基準に適合し、かつ、生物科学的酸素要求量（以下
「BOD」という。）除去率90%以上放流水のBODが20
mg/l（日間平均値）以下の機能を有するところの、別添図面
及び仕様書に係る合併処理浄化槽

工事の請負代金及び支払方法

・金額 _____ 円

・支払方法 1. 現金 2. その他（_____）

第3条 乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の
期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、
甲は引き渡しと引き換えにその請負代金全額の支払いを完了する。

第4条 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に
従い浄化槽設備士 _____ に実地に監督させ、
又は自ら浄化槽整備士の資格を有して、工事を実地に監督しな
ければならない。

第5条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技
術上の基準に従って工事を行わなければならない。

第6条 乙は、吉野川市が定める浄化槽設置整備事業補助金交付要
綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出し
なければならない。

第7条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工
事着手を延期し、もしくは工事を一時中止することを求めること
ができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必
要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

第8条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に
工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、
その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合
その延長日数は、甲乙協議して定める。

第9条 工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施工につ
いて生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の
責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第10条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠
償の責を負う。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲が
その責を負うものとする。

第11条 甲は、工事が本契約の規定又は第5条に定める基準に適合
しないと認めるときは、乙に対して、相当の期限を定めてその瑕
疵の補修を請求することができる。

2. 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け
その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合
は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の補修を請求し、又
は補修に代わる損害賠償を請求することができる。

3. 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲
の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することがで
きない。

第12条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他、何等の手續きを要せずこの契約を解除することができる。

- (1) 浄化槽の設置等の届出その他の必要な手續きが受理されず、又は認められないとき。
 - (2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。
2. 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に出した立替金を甲に請求することができる。

第13条 甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第14条 次の各号の一に該当することは、乙は催告その他何等の手續きを要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 第6条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。
 - (2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。
 - (3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約が履行できなくなったと乙が認めたとき。
2. 前条によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第15条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 注文者 住 所

氏 名 ⑩

乙 請負者 住 所

氏 名 ⑩

(浄化槽工事業登録番号：)
又は届出番号：)

浄化槽設置工事施工チェックリスト

検査項目	チェックポイント	欄
1. 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場排水等が流入していないか。	
4. 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5. 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	

検査項目	チェックポイント	欄
12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13. ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置、稼働状況	ポンプ升に変形や破損はないか。	
	ポンプ升に漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
14. ブロワーの設置、稼働状況	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
	防震対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
上記のとおり確認したことを証します。	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
<p>年 月 日</p> <p>担当浄化槽設備士氏名</p> <p>(浄化槽設備士免状の交付番号)</p>		印